

審議会等議事概要

平成20年度 第2回 滝川市都市計画審議会 議事概要

日 時	平成21年3月27日(金曜日)午後1時30分～午後3時00分
開催場所	滝川市役所 5階 庁議室
出席者	宮島忠幸会長、塩尻一幸副会長、太田康雄委員、青木一明委員、井上正雄委員、山木 昇委員、堀 重雄委員、本間保昭委員、小林 恵委員 事務局等：田村 弘市長、岡部 豊部長、千葉 強室長、武藤一男副主幹、湯浅芳和主査、田邊義明主査
議 事	<p>1 開 会</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事務局長より、本日は9名の委員が全員出席で審議会が成立したことを報告・ 1号委員1名減に伴う後任委員の選考に関する報告 <p>2 市長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「新たな都市づくりに向けた基本方針」(原案)について作成しましたのでご報告させていただきます。平成13年に策定された現行の都市計画マスタープランは、人口が増えていくことを前提として都市的都市利用の拡大をしていく流れであり、今後は、人口減少時代になってきている中、都市が拡大していく傾向がうすれてきています。これに対応するには、持続可能なコンパクトシティという発想を持って進んで行かなければならないと考えております。 <p>3 会長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本日は、ただいま市長さんの方からお話申しあげましたように「新たな都市づくりに向けた基本方針」(原案)の報告についてです。各委員のご意見あるいは、ご検討をよろしく申し上げます。・ 会長のあいさつ終了後、市長が他の公務のため退席。 <p>4 報告</p> <p>「新たな都市づくりに向けた基本方針」(原案)について</p> <p>事務局)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 配布資料に基づき、「新たな都市づくりに向けた基本方針」(原案)について内容説明を行い、今後の進め方について報告。 <p>会 長)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 説明が終わりました。ご質疑などがございましたらお願いします。 <p>委 員)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 都市計画マスタープランは、将来に渡る非常に大事なプランで、これによっ

て滝川の街の方向性が決まってくるし、どういう地域がどうなっていくのかの大きな柱である。そこで総合計画と都市計画との関連はどうなっているのですか。

事務局)

- ・ 総合計画と都市計画マスタープランの関係につきましては、計画の上位、下位で言えば総合計画が上位でその下にマスタープランが位置します。
- ・ 現在、原案を作成するにあたり所管である企画課と協議を重ねており、今後も整合性を図り、平成23年の同時スタートと考えております。

委員)

- ・ 事務局長の挨拶の中で、6月にご意見を聞くと言う説明があったが、都市計画マスタープランは策定会議を開く形でやってはどうか。

事務局)

- ・ 6月に当該原案を市民に公表し、意見をいただくとともに、平成13年の策定時点でも設置しました都市計画マスタープラン策定会議を設置し、その中で有識者の方々のご意見をいただきます。さらには、1000～2000名の市民の皆様へ都市づくりに関するアンケート調査を実施する予定であります。

委員)

- ・ アンケート調査はいつやるのですか。

事務局)

- ・ これからですが、早ければ今年度中の早い段階で行えるよう作業を進めて行く考えです。

会長)

- ・ 今の説明でご理解いただけたと思いますが、総合計画とマスタープランとの違いは、農地・森林・河川を含めた各分野に都市、街を含めた全てのものを定めるのが総合計画であり、これが上位計画となり、その下に都市計画的なことについて都市計画マスタープランで基本的な、たとえば、下水道・公園・道路整備などの方針を定めることとなります。

委員)

- ・ 現在の南滝の川町や東町の発展状況を見たときに、12号バイパス周辺に建物が増え、土地の価格は本町と東町はだいたい同じ価格になっている。それだけ街というのは、この土地利用計画が変わる重要な計画が都市計画マスタープランであると思います。今後、人口が減少し、交通のアクセス、交通の利便性によって人口が移動するものと考えられるが、中空知の中核都市という観点からその基本はどこにおいているのですか。
- ・ 土地利用戦略地域説明図の中に白地である「畜産試験場の跡地」があり、平成22年には北海道の独立法人化になり、「花・野菜技術センター」を残し広大な土地が北海道から返還される。その時に市でどういう土地利用を図るのが重要であると思います。
- ・ 人口減少社会の中で東滝川、江部乙をコンパクトタウンと位置づけているが、コンパクトの考え方で既存のコミュニティを崩壊させるようなものだと

いけないと考えるが、その辺の視点があるのかを質問します。

事務局)

- ・ 畜産試験場の関係は、委員さんのお考えのとおりだと思います。今後、都市計画だけでの分野だけではなく、市として検討し都市計画マスタープランの計画に盛り込める段階となれば検討します。
- ・ コンパクトと言う考えで東滝川、江部乙部分のコンパクトタウンでコミュニティを崩壊するような集約ではいけないと言うお話ですが、7ページに記載していますが、東滝川においてもコミュニティ主体の地域づくりが行われるように、地域にあった機能の集約化を検討していきたいと考えております。

委員)

- ・ 今後、見直しの焦点になる部分は14ページの12号バイパスのところに関する考え方です。真ん中に示す絵がイメージだと思うが、距離と面積については不明だが、この沿線の土地利用は埋まらずに、まばらになると思います。
- ・ 例えばガソリンスタンド、車屋さん、車の修理屋とかコンビニなどをイメージされていると聞いていますが、これらですべてを埋めてしまうことはむずかしい。埋まらない結果、沿道型サービス以外の違うものをやらせてくれとだんだん変わってくるので十分考えてほしいです。そこで、まばらになってもいい方法を一つ考えました。かなり思い切った景観規制を設け、たとえば外壁の色を決めるとか、看板をかなり規制するとかをすることで、周辺の農地を保全することが、これからの環境に即した生活、口ハスだとかそういうことが見られる時代において、農村景観のイメージを今後のトレンドとしてできるだけ反映すべきであると思います。
- ・ 砂川の空知太から移動してくることも期待するところかもしれないが、農村環境がいい場所を空知太のような環境にすることになってはいけない。また、国道12号線の旧江部乙と北滝の川の間も景観をよくする規制を設けるとしても、歯抜けのように市街地が進行している地域では、なかなかきれいになりきれない、一回緩和したらそうなることを十分認識した上でやってほしいです。
- ・ 中心市街地の関係も、もちろん商業地域の拡大というのも若干考えてほしいです。

会長)

- ・ 非常に結構な案であり、今後役に立つと思います。
ひとつ言えるのは、市民の皆さんが、都市計画マスタープランがどうであれこうであれ、街そのものが、どうなるか、どうあるかをまず認識します。そして将来どうなるのかという見方のときに、今あるところがさびれるようじゃ困るとするのが1番だと思います。なんぼよそがよくなっても、ここがこうなったら困るという現実があります。中心市街地の商店街が衰退し、別なところが良くなる。じゃ別なところが既存の商店街に匹敵するだけの商業販売力があるかというところでもない。今後の商業地域をどうするか都市計画マスタープランの中に項目があれば納得いきますが、既存の商店街は旧来ど

おりでいいですよ、別のところだけ重視してもだめではないかと思います。
これは報告ですから、ひとつの意見です。

- ・ 都市計画そのものは、結局は制限するだけで、景観、駐車場、建ぺい率など制限している。制限されているのは大都会のところである。我々のところではその制限いっぱい権利を利用していないのが現実である。また、都市計画は街の中のことをやっているの、無制限にするわけにはいかない。
- ・ 都市計画審議会というのは、あくまでも意見をどんどん言って事務局の方で少しでも上の方に進達できるような審議会であり、事務局からの諮問案に対して答申するだけでなく、皆さんの経験、地元のこと、専門のことを考えて、ここはこうすべきではないかと言うことがあればどんどん言ってほしいと思います。

委員)

- ・ 私も無制限ということでは、都市計画が成立しなくなると思う。
現在利用されていない沿道がいっぱいあり、とにかく歯抜けにならないように、景観などルール作りを是非やってほしいです。

会長)

- ・ 景観の関係で制限してほしいことを言っているが、それは都市計画マスタープランでなくて、個々の用途地域だとか施設ごとに決めていくときに検討していくとか、あるいはできないとか今の都市計画マスタープランの中で言えないことを理解し前向きに考えるのはどうかと言うことを委員は聞いているようです。

事務局)

- ・ 先ほどの話の中で、歯抜けになってしまっはせっかく土地利用を図っても効率的ではなくなりますので、そのようなことのないように土地利用の需要予測など検討してどれくらいの規模や段階を踏み、また土地利用を図る時期も含め、今後の都市計画マスタープランの見直しの中で検討し、見直し後に実際に都市計画をかける段階で、その時代時代の社会情勢が変わることもあるので、そのつど検討を図って行くこととなります。

委員)

- ・ ルールの確認でお聞きしますが、沿道型サービスの土地利用として市街地の拡大をしない場合、現在のアクロスプラザの隣接地から農用地等が農地転用で外れていくことはあると聞いているが事実なのですか。

事務局)

- ・ 農地転用のお話かと思いますが、都市計画の用途地域を拡大するということではなく、現状の都市計画の白地のままで、農用地及び農振地域の農地転用がどういうふうになるかという農地の運用の関係ですが、私どもの都市計画サイドで農業委員会等の関係のことは答えられないのでご理解ください。

委員)

- ・ 農振地域の原則論はあると思うが、具体的にこの地域をどうするか、江部乙地域をどうするかと言ったときに、大事なところはきちんと残しつつ、街の

発展に供するところは農振地域も外すべきで、農振地域を外す場合も緩やかな外し方として農用地だけを外す場合と、農振も外す場合とは違う。緩やかな方法で農用地外し、農振地域だけとする農用地白地にする。東滝川地域に農用地の白地が約10町歩あったが、7町歩ぐらいをコスモスニュータウンの開発を行い、平成元年から今までに169戸の住宅が建った。方策によって、街は発展するそのことをしっかり押さえることが大事です。その後、この地域にはほとんど白地がないので、コスモスニュータウンの南側はいろんなものを、建設しようとしてもできない状態になっています。

- ・ 交通アクセスが非常に重要なことであり、国道38号のインターチェンジ周辺の土地利用の見方を変え、大胆に活用すべきであると思う。
- ・ 街の発展は、百何十年続いた畜産試験場でも700町歩もあるのだから、国、道の力を借り、まちづくりに注いで役立てる。この前、ある企業は新しく農業に乗り出し、農商工の連携によって、いろいろな土地利用の発展の要素の地域としていることもあるようなので、そういった発想の転換も踏まえてやってほしいです。
- ・ 地域の協力性のあるところは発展するが、ないところは発展しないということも見極めてやってほしいです。

会長)

- ・ 3つございました。ひとつは、現実を見極めた上での計画でなければならず、現在、東滝川の農用地の白地は一つのまとまりとしてではないが、ちょこちょこ小さいのはあります。また、コスモス団地などは、地域の協力があつたからできたものである。都市計画マスタープランの中ではどう考えているのか。後の二つは事務局から答弁してください。

事務局)

- ・ 改めて畜産試験場の跡地の発想の転換についてですが、ある程度計画にのせられる段階になれば、仮に、都市計画マスタープランが見直し後でも、必要に応じ2ページの「都市計画」の見直しの方針でも記載していますが、社会情勢の変化が早い中、都市計画マスタープランは都市づくりとしては20年先を目標として10年をつくって行くハード事業ですので、明日これをつくって、明後日これをやるというような計画づくりとはなりません。しかしながら、長時間を必要とするハード計画である一方で急速な社会情勢変化に対応するには、部分的な改定が機動的に行われるような手続きを都市計画マスタープランの見直しの中で検討していきたいと考えております。
- ・ 協力性の件につきましては、当然ながら協力していただける地域については市としても都市づくりを進めるにあたって非常にありがたいことと考えております。協力する地域、しない地域を分けることは難しいですが、協力する地域がたくさんあることが、市の都市づくりにとって大事だと思います。

会長)

- ・ 事務局の今の説明に誤解がないように話すと、ものが決まってからで都市計画マスタープランの見直すというのは都市計画マスタープランで言うことは

ではないと思う。白地のところはまったく決めていないのかと言ったら、白地ということを含め、これからの都市の規模を考えても、畜産試験場の跡地を含む市街地のキャパシティは足りないでしょう。特別なところというふうに限定しない限りは、土地利用の中では住居、工業、商業となり、都市計画マスタープランには入れないで、総合計画の方で跡地の将来像を示していく。この跡地の利活用を都市計画としてフォーロアアップし、都市計画マスタープランの中に取り込めるかと言うことになる。人口、工業出荷額、商業販売価格が減り、今後も市街地の面積をどんどん広げていくわけにはいかないかもしれない。都市計画というのは、そのすべてを取り入れるということにはならないことだけは、一つ覚えていた方がよいと思います。

委員)

- ・ 原則論的にはわかるが、現実に白地にしておいた方が街の発展にとって必要であると言うところは農用地を外した方がよいと思う。東滝川では学校が統合になる現実的な問題がある。そうなったときに私は手足縛って泳げというような状態の規制になっているのではないかと、言うことを言いたいです。

委員)

- ・ 委員さんは、どこを外すと言っているのか理解できない。

会長)

- ・ 農用地域と農業振興地域があるわけですね。例えば、国道12号線、12号バイパスは農用地ですから無理だと思う。そうでない幹線道路については、およそ一宅地分はお願いすれば農業振興地域でも宅地化できるよというようなことが昔あったのですが、今はどうかわかりません。だからそういう国道とか重要な路線の沿線ではそういうことがあり、その沿線は農振地域になっていると思う。委員さんが言っているのは、用途地域の拡大をしないで農用地域を除外しなさいと言うことですか。

委員)

- ・ 農用地域を除外し農振地域だけにする。農用地の白地にすることです。

会長)

- ・ 滝川と東滝川も農用地を除外すべきと言うことです。わかりましたか。

委員)

- ・ わかりました。

会長)

- ・ 事務局からの説明はいいですか。

事務局)

- ・ 農地の土地利用について、農業保全の考え方や農用地を外す、農振を外すなどの検討をどうしていくかどうかにについて、今後の市の中で、4月1日から土地利用対策室が設置され、そちらの方で検討がなされます。それと併せて都市側からも、たとえばバイパスについては沿道の活用の方法について、北海道を始め関係機関と協議を行い、今後どうしていくのかを明らかにしていきたいです。

	<p>委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 十分斟酌してやっていただきたいと思います。 <p>会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そう申しておりますので、十分斟酌の上で今のご意見等をふまえながらマスタープランに反映できるところについては十分反映していただきたいと意見を申し上げます。 <p>会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他何かございますか。なければ以上をもちまして、「新たな都市づくりに向けた基本方針」(原案)の報告は了としてよろしいですか。よろしければ報告済みといたします。 <p>5 その他</p> <p>会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他何かありますか。 <p>全委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ありません。 <p>会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上ほかに何かありませんか。なければ以上を持ちまして、都市計画審議会を終了いたします。 <p>6 閉会</p>
報告資料	資料1 「新たな都市づくりに向けた基本方針」(原案)